

四国豆腐連合会プラス C 会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、四国豆腐連合会プラス C と称する。

(事務所)

第2条 本会の主たる事務所を香川県観音寺市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、和食文化の代表食材である豆腐油揚類製品の普及及び需要拡大のための活動を通じて同製造業等の振興発展を図り、特に中国及び四国地方のそれぞれ特徴ある食文化及び豆腐油揚類製品の継承と発展に資するとともに、中国及び四国地方における地域経済の活性化に寄与することを目的とする。

2. 本会は、一般財団法人全国豆腐連合会と連携し、同会の事業に協力することで豆腐油揚業界全体の振興発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 豆腐油揚類製品及び同製造業等に関する啓蒙普及、調査研究、技術の伝承
- (2) 豆腐油揚類製品及び同製造業等に関する講習会、講演会、研修会、展示会等の開催
- (3) 豆腐油揚類製品及び同製造業等に関する会員への連絡、情報提供
- (4) 豆腐油揚製造業等事業者相互の連絡、親睦、情報交換等のための集会の開催
- (5) 一般財団法人全国豆腐連合会の行う事業への参加、協力
- (6) その他本会の目的達成のために必要な事業

第3章 会員及び役員

(会員)

第5条 本会の目的に賛同する団体、法人及び個人を会員とすることができる。

2. 会員に関する必要な事項は、理事会の決議により、別に定める会員規約による。

(役員)

第6条 本会に次の役員を置く。

- (1) 理事6名、内1名は代表理事、内1名は事務局長
- (2) 監事2名

(役員の選任)

第7条 役員は、総会において会員の互選により選任する。

2. 事務局長を除く理事は、四国四県の各県及び中国地方より各1名を選任する。

3. 代表理事は、理事会において選定し、総会において選任する。

4. 事務局長は、理事会において選任する。

(役員の職務及び権限)

第8条 役員の職務及び権限を次のとおり定める。

- (1) 代表理事は本会を代表し、会則の定めるところにより職務を執行する。
- (2) 理事は、会則の定めるところにより、本会職務を分担執行する。
- (3) 事務局長は、理事会において別に定めるところにより、本会職務を分担執行する。
- (4) 監事は、理事の職務執行を監査し、監査報告を作成する。
- (5) 監事は、いつでも、理事及び事務局に対して事業の報告を求め、本会の業務及び会計の内容を調査することができる。

(役員の任期)

第9条 役員の任期を次のとおり定める。

- (1) 代表理事の任期は2年とし、4年の事業年度を超えて継続して再任しないものとする。
- (2) 代表理事以外の理事及び監事の任期は4年とし、再任を妨げない。

(役員の補欠選任)

第10条 役員が何らかの理由により、役員の職務を全うすることができなくなった場合、会員の互選または理事会の推薦により役員の補欠選任を行うことができる。

(報酬等)

第11条 役員は無報酬とする。

2. 本会は、役員に対し、役員がその職務を執行するために要した費用の支払いをすることができる。

第4章 理事会

(構成)

第12条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第13条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 本会の業務執行の決定
- (2) 会員の入会、退会の承認及び否認
- (3) 代表理事の選定
- (4) 事務局長の選任及び解任
- (5) 事業計画書及び予算計画書の承認及び否認

(招集)

第14条 理事会は、代表理事が招集する。

(議長)

第15条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

2. 代表理事に関する議案については、代表理事以外の理事が議長の任に当たる。

(決議)

第16条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

第5章 総会

(構成)

第17条 総会は、すべての会員をもって構成する。

(権限)

第18条 次の事柄は総会の決議を要する。

- (1) 会則の変更
- (2) 会員規約の変更
- (3) 会費額及び会費基準の改定
- (4) 理事及び監事の選任及び解任
- (5) 代表理事の選任及び解任
- (6) 事業報告及び会計報告ならびに監査報告の承認及び否認

(招集)

第19条 通常総会は1年に1回開催するものとし、招集は代表理事が行う。

2. 代表理事は、必要に応じて臨時総会を招集することができる。

(議長)

第20条 総会の議長は、代表理事がこれに当たる。

2. 代表理事に関する議案については、代表理事以外の理事が議長の任に当たる。

(決議)

第21条 総会の決議は、会員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

第6章 青年部

(青年部)

第22条 本会内に青年部を置く。

2. 青年部に関する必要な事項は、理事会の決議により、別に定める青年部規則による。

第7章 県及び地方部会

(県及び地方部会)

第23条 本会内に徳島県部会、香川県部会、愛媛県部会、高知県部会及び中国地方部会を置く。

2. 県部会及び地方部会は、各域内事業者間の連絡、親睦、交流を促進する任に当たる。

3. 県部会長及び地方部会長は、各県及び中国地方より選任された理事がこれに当たる。

第8章 事務局

(事務局)

第24条 本会の事務を処理するため、事務局を設置する。

2. 事務局には、事務局長を置く。

3. 事務局長は、事務局の職務の一部を任意の会員に委嘱することができる。

(報酬等)

第25条 事務局長及び事務局長より職務の委嘱を受けた会員は無報酬とする。

2. 本会は事務局に対し、事務局及び事務局長より職務の委嘱を受けた会員がその職務を執行す

るために要した費用の支払いをすることができる。

第9章 年度計画及び会計

(事業年度)

第26条 本会の事業年度は、毎年10月1日に始まり、翌年9月30日に終わる。

(事業計画及び予算計画)

第27条 本会の事業計画書及び予算計画書については、毎年事業年度開始日の前日までに、代表理事が作成し、理事会の承認を受けなければならない。

(事業報告及び決算)

第28条 本会の事業報告書及び決算書については、毎年事業年度終了後、代表理事が作成し、監事の監査を受けた上で、総会の承認を受けなければならない。

第10章補則

(補則)

第29条 本会則に定めのない事柄については、事務局が代表理事の承認を経て処理する。

平成26年10月1日 制定

平成30年11月10日 改定

令和6年11月9日 改定

(付録) 四国豆腐連合会プラスC組織図

